

オーストラリアの 2025 年連邦職場保護命令法

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

目 次

はじめに

I アシュトン・レビュー—連邦政府職員に対する暴力行為の実態調査—

- 1 アシュトン・レビュー実施の背景
- 2 アシュトン・レビューで示された連邦政府への勧告

II 2025 年連邦職場保護命令法制定までの動き

- 1 ACT（首都特別地域）の 2016 年個人に対する暴力法
- 2 2024 年連邦職場保護命令法案
- 3 2025 年連邦職場保護命令法の成立

III 2025 年連邦職場保護命令法

- 1 構成
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：2025 年連邦職場保護命令法

キーワード：職場保護命令、公務員への暴力、カスタマー・ハラスメント

要 旨

2025 年 11 月 4 日、2025 年連邦職場保護命令法が制定された。

同法は、2023 年の連邦政府職員への暴力行為に関する調査報告書（アシュトン・レビュー）で示された 44 件の勧告のうち勧告 17（連邦レベルでの、首都特別地域の職場保護命令制度に倣った制度の採用）を実施するものである。

2025 年連邦職場保護命令法は、利用者からの暴力行為等により被害を受けた連邦政府職員等の精神的負担を軽減するため、連邦職場保護命令の申立てができる者を連邦政府機関の責任者等に限定した点に特徴がある。また、加害者からの報復の懸念を除くため、発せられた同命令に被害者等を特定できる情報を含めてはならないこととされた。

はじめに

連邦政府機関であるサービス・オーストラリア⁽¹⁾（Services Australia. 以下「SA」という。）が2025年2月に行った調査報告によれば、SAはオーストラリア全土に318のサービスセンターがあり、そこで利用者と直接対面で接する業務に従事している職員は、日常的に利用者からの攻撃的な言動に遭っているとされる。2023-2024年度には、12,142件の攻撃的言動があり、そのうち1,694件は重大事案とされるものであった。攻撃的言動の具体例としては、武器の使用、唾を吐きかけること等を含む身体的暴行、放火、職員への物の投げ付け、器物損壊、暴言（危害を加えると言われることなど、深刻な脅迫を含む。）等である⁽²⁾。

2025年11月4日、このような一般市民の利用者等と直接接して業務を行う連邦政府職員等が危害を受けるリスクが高まっている状況に対処するため、2025年連邦職場保護命令法⁽³⁾が制定された（2026年5月4日施行）。

本稿では、第Ⅰ章で2025年連邦職場保護命令法制定の直接の契機となった事件及びその調査報告書を概説する。第Ⅱ章では、同法制定に至る過程、第Ⅲ章では、同法の内容を概説する。あわせて、同法の全訳を付す。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026年6月30日である。

(1) 2019年設立。メディケア（Medicare. 国民健康保険）、センターリンク（Centrelink. 老齢年金、失業手当、子育て支援給付金等の支払）等のサービスの提供、myGov（連邦政府の行政サービスを一括管理する共通プラットフォーム）の運営等を行っている。“Who we are.” Services Australia website <<https://www.servicesaustralia.gov.au/who-we-are?context=22>> サービス・オーストラリアのサービスセンターでは、6,000名以上の職員が利用者と直接対面で接する業務に従事しているとされる。Bill Schorten, “Stronger protections for frontline staff: Media Releases,” 2023.10.13. Ministers for the Department of Social Services website <<https://ministers.dss.gov.au/media-releases/12756>>

(2) Services Australia, “Senate Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee: Commonwealth Workplace Protection Orders Bill 2024 [Provisions]: Services Australia’s Submission,” 2025.2, pp.3-4. Parliament of Australia website <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Legal_and_Constitutional_Affairs/WorkplaceProtection/Submissions>

(3) Commonwealth Workplace Protection Orders Act 2025, No.52, 2025. <<https://www.legislation.gov.au/C2025A00052/asmade/text>>

I アシュトン・レビュー—連邦政府職員に対する暴力行為の実態調査—

1 アシュトン・レビュー実施の背景

2023 年 5 月 23 日、SA のエアポート・ウエスト・サービスセンターに勤務する職員 1 名が職場で利用者に背中を刺され、重傷を負う事件が発生した。翌 24 日、ビル・ショーテン (Bill Schorten) 行政サービス大臣(当時)は、元ヴィクトリア州警察長官グラハム・アシュトン (Graham Ashton) を責任者として、SA のセキュリティ・マネジメントの見直しを行うことを発表した⁽⁴⁾。

同年 7 月、SA 職員への暴力行為等の実態調査及び安全体制の見直しの結果は、『サービス・オーストラリア・セキュリティ・リスク・マネジメント・レビュー』として最終報告書にまとめられた⁽⁵⁾。同報告書は、責任者の名を冠し、「アシュトン・レビュー (Ashton Review)」と呼ばれる。

2 アシュトン・レビューで示された連邦政府への勧告

アシュトン・レビューでは、利用者と対面で業務を行う SA のサービスセンターに関し、次の項目について検証が行われた。①職員・利用者・一般市民にとり安全な環境を提供するためのセキュリティ対策及び手続上の措置、②利用者関連の暴力行為への対策の効果に関する、労働安全衛生システムの有効性、③脅迫的、攻撃的、暴力的行動を示す利用者の検知、(このような者への) 対応及びサービス提供の管理に対する SA の取組⁽⁶⁾。

検証においては、8 つのサービスセンターで実務を担う職員やレビューに関連する職務を担当する上級幹部職員への聞き取り、職員保護に有効と考えられる既存の法律の調査等が行われた。

レビューでは、SA には非常に強いサービス精神が根付いており、それが顧客サービス文化につながっていると評価しながらも、このような文化が安全対策を阻害しないことが重要とされた⁽⁷⁾。その結果を踏まえ、連邦政府に対し全部で 44 件の勧告⁽⁸⁾が行われた。

勧告には、利用者の攻撃的行動への対応訓練の定期的実施 (勧告 8)、利用者による攻撃的行為のリスクが高いサービスセンターへの警備員 2 名の常駐 (勧告 12)、全 SA 職員へのメンタルヘルス応急措置研修の実施 (勧告 32) 等、広範な内容が含まれている。

特に、勧告 17 において、「連邦政府は、現行の ACT (首都特別地域) の職場保護命令の規定を全国的な職員保護の仕組みとして使用するために採用すべき」とされ、連邦レベルでの職場保護命令制度の導入が求められた。

(4) Bill Schorten, “Review to protect front line staff: Media Releases,” 2023.5.24. Ministers for the Department of Social Services website <<https://ministers.dss.gov.au/media-releases/11336>>

(5) Graham Ashton, “Services Australia Security Risk Management Review,” Australian Government, 2023.7. <<https://www.servicesaustralia.gov.au/sites/default/files/2025-12/lex-82324-documents.pdf>> ただし、全文が公開されているわけではない。アシュトン・レビューは、概要版 (「主要調査結果及び勧告 (Key Findings and Recommendations)」) も公開されている。Graham Ashton, “Services Australia Security Risk Management Review: Key Findings and Recommendations,” Australian Government, 2023.7. <<https://www.servicesaustralia.gov.au/sites/default/files/2023-10/services-australia-security-risk-management.pdf>> 本稿では主に概要版を参照した。

(6) Ashton, Key Findings and Recommendations, *ibid.*, p.1.

(7) *ibid.*, p.3.

(8) *ibid.*, pp.5-10. なお、後掲注 (24) も参照のこと。

2023 年 10 月 13 日、ショーテン大臣は、連邦政府がアシュトン・レビューの 44 の勧告全てに基づいて行動することを表明するとともに、公共サービス部門の職員に対する暴力や攻撃に対処するためのより強力な法律の整備を優先的に進め、連邦職場保護命令制度を確立すると述べた⁽⁹⁾。

Ⅱ 2025 年連邦職場保護命令法制定までの動き

1 ACT（首都特別地域）の 2016 年個人に対する暴力法

ほとんどの州・準州は、保護命令制度を有するが、職場ではなく個人の保護を目的とするものであるため、攻撃的な者が特定の職員に接触することを阻止できても、別の職場への出入りを阻止することはできない。また、危害を受けた被害者個人が自身の名義で保護命令の申立てを行う必要があり、この点に関しては、加害者を更に刺激することを恐れ、被害者が保護命令の申立てを断念する場合もある等の問題が指摘されていた⁽¹⁰⁾。

このような中であって、アシュトン・レビュー勧告 17 で言及された ACT は、職場保護命令申立ての権限を雇用者に限定するなど、他の州・準州とは異なる独自の職場保護命令制度を有する⁽¹¹⁾。

ACT の職場保護命令制度は、2016 年個人に対する暴力法⁽¹²⁾で規定されている。同法は、職場に居る者への暴力（身体的暴力、性的虐待、脅迫行為、ストーカー行為等。家庭内暴力を除く。）又は職場の財物の損壊の防止及び軽減を目的とする（第 6 条、第 8 条）。この目的のため、裁判所は、職場保護命令を発することができる（第 7 条）。そして、第 13 条において、同命令を申し立てることのできる者を「職場の雇用者（employer for a workplace）」に限定している⁽¹³⁾。

そのほか、裁判所が職場保護命令に付することのできる条件（第 32 条。職場への立入禁止、職場から一定距離以内への接近禁止、職場における一切の個人に対する暴力の禁止等）や、当該条件は、職場保護命令を申し立てられた者の個人の権利と自由に対する制限が最小限となるようにすべきこと（第 29 条）、職場保護命令違反は犯罪となること（第 35 条）などが規定されている。

アシュトン・レビュー勧告 17 は、このような ACT の制度を、今後新たに創設すべき連邦の職場保護命令制度のモデルとすることを推奨したのであった。

(9) Schorten, *op.cit.*(1)

(10) Services Australia, *op.cit.*(2), p.5.

(11) アシュトン・レビューが取りまとめられた時点では「他の州・準州とは異なる独自の」制度であったが、その後、2025 年 12 月 4 日に南オーストラリア州において 2025 年職場保護（個人に対する暴力）法（Workplace Protection (Personal Violence) Act 2025, No.76, 2025. <https://www.legislation.sa.gov.au/_legislation-documents/lz/c/a/workplace-protection-personal-violence-act-2025/current/2025.76.auth.pdf>）が制定され、2026 年 5 月 4 日に施行された。同法は、職場における暴力が行われ、及び職場保護命令が発せられない場合暴力が行われるおそれがあるとき（第 9 条）に、職場の雇用者等は裁判所に同命令を申し立てることができる（第 6 条）と規定している。

(12) Personal Violence Act 2016, No.A2016-43. <<https://www.legislation.act.gov.au/View/a/2016-43/current/html/2016-43.html>>

(13) なお、2016 年個人に対する暴力法には、職場保護命令のほか個人保護命令についても規定がある。個人保護命令とは、職場保護命令以外の保護命令（仮命令又は終局命令）と定義され、申立ては被害を受けた者（その親、保護者を含む。）、警察官が行うことができる（第 12 条）。

2 2024 年連邦職場保護命令法案

(1) 連邦の職場保護命令制度創設の必要性

州・準州の既存の保護命令制度は、連邦の職場を保護するようには設計されていないため、次のような問題点が指摘されていた⁽¹⁴⁾。

アシュトン・レビューの契機となった連邦政府機関（SA）の場合、特定の州・準州に限定されず、連邦全土にサービスポイントが存在する。ACT を含め、州・準州の裁判所は、当該州・準州内の場所を保護する命令を発する権限のみを有する。そのため、州境をまたいで位置する事業所の保護や加害者が州をまたいで移動する可能性のある状況下では、事業所の保護を行うことは特に困難となる。また、ある州・準州で発せられた職場保護命令が、他の州・準州で認められるとは限らないこと、制度の違いにより、州・準州間で労働者等を保護する当局の対応能力に大きなばらつきが生じていること等も問題とされた。

そのため、連邦全土で不可欠なサービスを提供する連邦政府職員及びその職場を利用者による暴力から法的に保護するためには、連邦レベルの職場保護命令制度が必要とされた⁽¹⁵⁾。

(2) 2024 年連邦職場保護命令法案の連邦議会への提出

2024 年 11 月 27 日、アシュトン・レビュー勧告 17 を実施するため、2024 年連邦職場保護命令法案⁽¹⁶⁾が連邦議会（第 47 議会）に提出された。全 47 か条。内容は、第Ⅲ章で述べる現行法（2025 年連邦職場保護命令法）とほぼ同一である⁽¹⁷⁾。同法案は、下院提出後、2025 年 2 月 10 日に上院の審議が開始されたが、同年 3 月 28 日の下院解散、5 月 3 日の総選挙を経て、7 月 21 日、翌日からの第 48 議会開始を前に廃案となった⁽¹⁸⁾。

3 2025 年連邦職場保護命令法の成立

2025 年連邦職場保護命令法案は、第 48 議会開始後の 2025 年 7 月 31 日、連邦議会に提出された。同年 8 月 28 日下院可決、10 月 29 日上院可決を経て、11 月 4 日、総督⁽¹⁹⁾の裁可を得て 2025 年連邦職場保護命令法⁽²⁰⁾（以下「2025 年法」という。）が成立した⁽²¹⁾。施行日は、2026 年 5 月 4 日である。

(14) Services Australia, *op.cit.*(2), p.5.

(15) *ibid.*

(16) “Commonwealth Workplace Protection Orders Bill 2024,” House of Representatives, 2022-2023-2024. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/bills/r7298_first-reps/toc_pdf/24164b01.pdf>

(17) ただし、次の点において違いがある。同意命令の被申立人が意思決定能力を欠く場合の代理人に関する規定（2025 年連邦職場保護命令法第 22 条第 1 項 c 号、同第 3 項～第 5 項）及び特定の州又は準州の裁判所が行った終局命令の決定に対する不服申立ての権利についての規定（同法第 39 条）が、2024 年法案には存在しないことである。

(18) “Commonwealth Workplace Protection Orders Bill 2024.” Parliament of Australia website <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r7298>

(19) Governor-General. オーストラリア連邦の立法権は、国王と上下両議院の三者で構成される連邦議会に付与される。両議院を通過した法律案は、国王の裁可を得て法律となる。実際には、総督が「国王の名において」裁可を行う。山田邦夫「オーストラリアの議会制度」『レファレンス』799 号, 2017.8, pp.4, 6, 25. <<https://doi.org/10.11501/10856646>> なお、出典中の「女王」の文言は「国王」に読み替えた。

(20) *op.cit.*(3)

(21) “Commonwealth Workplace Protection Orders Bill 2025.” Parliament of Australia website <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r7349>

Ⅲ 2025 年連邦職場保護命令法

連邦公務員⁽²²⁾に対する暴力に対処する法律（連邦法）としては、刑法典第 147 節「連邦公務員への危害」⁽²³⁾がある。同節は、連邦公務員に対し故意に危害を加えた場合（第 147.1 条）や危害を加えると脅迫した場合（第 147.2 条）を犯罪としている。危害や脅迫を受けた連邦公務員が特に「利用者と接する現場で働く職員（Commonwealth frontline worker）」の場合には、他の公務員が被害を受けた場合と比較して法定刑が重くなっている⁽²⁴⁾。

一方、2025 年法により創設された連邦保護命令制度は、連邦の労働者が実際に暴力により被害を受けた場合、かつ、連邦職場保護命令が発せられなければ暴力を行った者が更なる暴力を行う現実的危険性がある場合に申し立てることができる。つまり、連邦職場保護制度は、連邦公務員やその職場に、利用者からの危害が及ぶリスクの高まりに対処し、更なる危害の防止を目的とするものであると言える⁽²⁵⁾。

第Ⅲ章では、2025 年法の構成及び内容について概説する。

1 構成

2025 年法は、全 4 章 48 か条から成る。章の構成は、第 1 章「通則」（第 1 条～第 11 条）、第 2 章「連邦職場保護命令」（第 12 条～第 36 条）、第 3 章「連邦職場保護命令に関するその他の事項」（第 37 条～第 45 条）、第 4 章「雑則」（第 46 条～第 48 条）である。

2 主な内容

(1) 2025 年法の目的及び主な定義

2025 年法は、①「連邦の労働者」及び「連邦の職場」に居る者を危害や危害のおそれから

(22) Commonwealth public official. 刑法典（後掲注 (23)）で使用される語句の定義「Dictionary」に、連邦公務員として、総督、大臣、政務次官（Parliamentary Secretary）、連邦議会議員、連邦公務員（APS employee）、オーストラリア国防軍の構成員、オーストラリア連邦警察の構成員等が列挙されている。

(23) 刑法典（Criminal Code）は、1995 年刑法典法（Criminal Code Act 1995, No.12, 1995. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04868/latest/text>>）の附則に規定される。第 147 節は、第 147.1 条から第 147.3 条までの 3 か条。

(24) Criminal Code Amendment (Protecting Commonwealth Frontline Workers) Act 2024, No.64, 2024. <<https://www.legislation.gov.au/C2024A00064/asmade/text>>（2024 年 7 月 9 日裁可、翌 10 日施行）により刑法典が改正され、「Commonwealth frontline worker」の定義の追加及び法定刑が規定された。法定刑は、第 147.1 条の場合、Commonwealth frontline worker への危害は拘禁 13 年以下、それ以外の連邦公務員の場合は拘禁 10 年以下。また、第 147.2 条の場合、Commonwealth frontline worker に対し重大な危害を加えると脅迫したときは拘禁 9 年以下、それ以外の公務員の場合は、拘禁 7 年以下である。なお、Commonwealth frontline worker とは、主たる職務として一般市民又は特定の層の市民と直接対応すること（対面であるか否かを問わない。）を要する業務に従事している連邦公務員であって、連邦の司法官又は法執行官でない者（第 146.1 条第 2 項）と定義される。具体的には、警備員、コールセンターのオペレーター、通訳者、選挙区事務所の窓口対応職員、（災害等の）救援緊急センターのサービススタッフ等である。“Submission to the Senate Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee: Commonwealth Workplace Protection Orders Bill 2024: Attorney-General’s Department Submission,” 2025.2, [p.6]. <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Legal_and_Constitutional_Affairs/WorkplaceProtection/Submissions> なお、この刑法典の改正は、アシュトン・レビュー勧告 18（利用者と接する現場で働く連邦職員への暴行について、連邦レベルの罰則規定の創設及びこれに関連する州・準州レベルの（規定の）補完的改正の検討）を実行するものである。

(25) “Commonwealth Workplace Protection Orders scheme.” Department of Home Affairs website <<https://www.homeaffairs.gov.au/about-us/our-portfolios/criminal-justice/commonwealth-workplace-protection-orders-scheme>>

保護すること、②人々が安全な環境の中で連邦政府の行政サービスを受けられるようにすること、③「連邦の労働者」に対する暴力及び攻撃を阻止することを目的とする（第3条）。そのための手段として、2025年法により裁判所が連邦職場保護命令を発することのできる制度が創設された（第4条）。

同命令は、ある者が「連邦の労働者」又は「連邦の職場」に居る個人に対し「個人に対する暴力」を行ったと、「権限を有する者」が確信した場合等に、裁判所に申し立てることができる（第6条、第13条ほか）。

（i）連邦の労働者

連邦の労働者とは、連邦政府機関又は連邦最高裁判所（以下「連邦政府機関等」という。）のために業務を行う者である（第5条）。ただし、連邦政府機関等職員に限定されず、請負業者や下請業者、人材派遣会社の従業員、見習、研修生、ボランティア等幅広く含まれる。例として、連邦政府機関等の職場で働く民間警備会社の警備員も対象となる。また、連邦の労働者か否かは、制服を着用するなどして外見で識別可能であることを要件としない⁽²⁶⁾。

（ii）連邦の職場

連邦の職場とは、連邦の労働者としての業務が行われる場所（車両、船舶、航空機等が含まれる。）をいう（第5条）。具体的には、移動式店舗、（自然災害後などに設置される）緊急救援センター、連邦政府機関等とのオンライン上のやり取り（職場のメールアドレスに嫌がらせの内容が送信された場合等。場所を問わない。）⁽²⁷⁾、在宅勤務時の自宅などが含まれる⁽²⁸⁾。

（iii）個人に対する暴力

個人に対する暴力とは、ある者が、連邦の労働者又は連邦の職場に居る個人に対し、直接又は間接に危害を引き起こす行為等であって、（それにより）直接又は間接に連邦政府の行政機能を妨げる場合をいう（第6条）。連邦の労働者への行為の場合は、当該行為が連邦の労働者の地位を理由として行われたことが要件として加わる（同条）。個人に対する暴力は、身体的又は性的暴力・虐待、他者に身体的危害を加える、又は加えると脅す行為、言葉による虐待・強要・嫌がらせ、いじめ（ネットいじめを含む。）、ストーカー行為など、広範囲の行為を対象としている⁽²⁹⁾。

（iv）権限を有する者

権限を有する者とは、連邦政府機関の責任者又は最高執行責任者（CEO）等である（第7条）。2025年法では、連邦職場保護命令を裁判所に申し立てることができる者を、「権限を有する者」

(26) Senate, “Commonwealth Workplace Protection Orders Bill 2025: Replacement Explanatory Memorandum,” 2025, pp.8-9. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7349_ems_23dedf94-0999-4d1b-88aa-04f7d4f19de2/upload_pdf/Commonwealth%20Workplace%20Protection%20Orders%20Bill%202025_Replacement%20EM.pdf>

(27) *ibid.*, p.9.

(28) Tony Burke, “Second Reading Speech: Commonwealth Workplace Protection Orders Bill 2025,” House of Representatives, 2025.7.31, p.749. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/28815/0019/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(29) Senate, *op.cit.*(26), p.12.

に限定し、被害を受けた連邦の労働者からの申立ては認めていない。これは、同法制定に当たり最も重視された点の一つである。連邦政府は、暴力等により被害を受けた者が、自身の名義で連邦職場保護命令の申立てを行い、手続を進めなければならないことは、被害者にトラウマを引き起こしかねず、また、不当な事務負担を強いることになることを問題視していた⁽³⁰⁾。

(2) 連邦職場保護命令の種類

連邦職場保護命令には、仮命令（第2章第2節A款。第13条～第15条）、緊急仮命令（同B款。第16条～第18条）、終局命令（同C款。第19条～第21条）、同意命令（同D款。第22条～第23条）がある。それぞれ目的が異なり、申立て要件も異なる。

(i) 仮命令

仮命令は、権限を有する者が終局命令の申立てを行い、その申立てが最終決定される前に申し立てることができる。これは、人身に対する暴力行為が非常に深刻であり、終局命令を待たず緊急の保護が必要な場合などが想定される。そのため権限を有する者は、申立てに当たり、仮命令が発せられなければ更なる個人に対する暴力が行われる現実的な危険性があること、更なる個人に対する暴力を防止するため仮命令が必要又は望ましいことを確信しなければならない。仮命令は、終局命令と同時に申し立てることも可能である（第13条）。

なお、「必要又は望ましいこと」を判断するために考慮すべき事項は、第25条第3項に規定される。

(ii) 緊急仮命令

緊急仮命令は、暴力行為を行った者が、数日以内に更に深刻な個人に対する暴力を行うと脅迫している場合など、（仮命令より）緊急の事態に限り用いることができる⁽³¹⁾。仮命令の申立てとの要件の違いは、緊急仮命令は、その申立てに当たり終局命令の申立てがなされていることを要件とせず、「電話、ファックス、電子メールその他電子的手段」により申立てができることである（第16条）。ただし、緊急仮命令が発せられた後7日以内に終局命令の申立てが行われない場合には、緊急仮命令は効力を失う（第17条）。

(iii) 終局命令

終局命令は、同命令が発せられなければ個人に対する暴力を行った者が更なる個人に対する暴力を行う現実的な危険性があると、権限を有する者が確信した場合に申し立てることができる（第19条第1項）。申立ての様式は、裁判所の規則により定められ、申立てには申立人が求める命令の内容の案、被申立人に課すべき条件及びその理由、理由の根拠となる事実等の事項を記載することが求められる（同条第2項）。なお、終局命令は、定められた期間（2年を超えてはならない。）の終了時に効力を失う（第21条）。

(30) Bill Shorten, “House of Representatives Ministerial Statements: Services Australia Security Risk Management Review: Parliamentary Debates,” 2023.10.19, p.7720. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/27173/0061/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(31) Senate, *op.cit.*(26), p.19.

(iv) 同意命令

終局命令の申立てが行われ、裁判所が被申立人は意思決定能力を欠くと判断した場合、当該被申立人を代理する者（第 22 条第 1 項 c 号）が選任されるまで訴訟手続は延期される（同条第 3 項）。弁護士等が代理人として選任され、申立人及び当該代理人等が終局命令の内容に同意した場合に、裁判所は、同意命令を発することができる（同条第 1 項）。この条項は、意思決定能力を欠く被申立人が同意命令に同意するか否かを検討する際に、当該被申立人が不利な立場に置かれないよう、同命令の条件及び同意することの影響を理解するために必要な支援が得られるようにすることを目的としている⁽³²⁾。

なお、同条第 5 項は、18 歳未満（未成年者）であることをもって「意思決定能力を欠く」とみなされるわけではないことを規定している。

(3) 連邦職場保護命令に記載される内容

連邦職場保護命令には、裁判所は、被申立人の氏名、被申立人に課される条件、当該命令の有効期間、当該命令が発せられた根拠の要約等を記載しなければならない（第 24 条第 1 項）。

連邦職場保護命令は、申立てを「権限を有する者」に限定した。これは、暴力等により被害を受けた者が自身の名義で申し立てることにより個人情報加害者に知られ、報復を受けることを恐れて申立てをちゅうちょする傾向があるとされるため、このような事例を減少させることを目的の一つとする⁽³³⁾。

同様に、被害者保護の観点から、発せられた連邦職場保護命令にも、原則として「被申立人以外の者を特定する情報又は特定することを可能にする情報」を記載してはならないこととされた（同条第 2 項）。

(4) 連邦職場保護命令に付すことのできる条件

裁判所は、更なる個人に対する暴力の防止及び連邦の労働者又は連邦の職場に居る個人の安全を確保するため必要又は望ましい条件を被申立人に課することができる。具体的には、特定の職場への立入りの可否、特定の連邦の労働者との接触・連絡の可否、更なる個人に対する暴力の禁止、特定の連邦の職場の財物に損害を与えないこと等である（第 25 条）。ただし、条件はこれらに限定されるものではない⁽³⁴⁾。

(5) 連邦職場保護命令の変更、取消し

被申立人又は権限を有する者は、裁判所に連邦職場保護命令の変更（条件や有効期間の短縮・延長。第 28 条第 2 項）又は取消しを申し立てることができる。裁判所がそれらを判断する場合には、2025 年法の目的、（連邦職場保護命令の）被申立人の状況の変化、被害者の状況の変化、変更又は取消しにより生じ得る不利益等を考慮しなければならない（同条第 4 項）。

(32) *ibid.*, pp.23-24.

(33) Senate, Legal and Constitutional Affairs Legislation Committee, “Commonwealth Workplace Protection Orders Bill 2024 [Provisions]: Report,” 2025.3, paras.1.88, 1.89. Parliament of Australia website <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Legal_and_Constitutional_Affairs/WorkplaceProtection/Report>

(34) Senate, *op.cit.*(26), p26.

(6) 連邦職場保護命令違反

連邦職場保護命令を発せられた者が、同命令の条件に違反する行為を行った場合には、2年以下の拘禁刑若しくは120ペナルティ・ユニット⁽³⁵⁾以下の罰金又はそれらの併科に処せられる⁽³⁶⁾。

(7) その他の事項

連邦職場保護命令は、14歳未満の者に対し発することはできない（第32条）。よって、14歳未満の者が連邦職場保護命令違反で刑事責任を問われることはない。なお、刑事責任年齢は、刑法典第7.2条及び犯罪法⁽³⁷⁾第4N条において14歳以上とされている⁽³⁸⁾。

おわりに

2025年法は、主務大臣である内務大臣に対し、施行から3年経過後可能な限り速やかに運用を評価し、同法の一部又は全部の運用を継続すべきか、適用範囲の拡大を含め改正は必要かを検討し、連邦議会に報告することを義務付けている（第48条）。

SAが期待を表明したように、連邦職場保護命令が「最も悪質かつ（連邦政府職員等にとり）脅威となる利用者が、その行動を、危害を伴う行為へとエスカレートさせたり、暴力行為を繰り返したりすることを抑止する上で、必要かつ効果的な手段」⁽³⁹⁾となるのか、今後の同法の運用及び3年後の評価結果を注視したい。

（うちうみ かずみ）

(35) penalty unit. 1ペナルティ・ユニットは、2026年7月1日以降、364オーストラリア・ドル。“Penalty units.” Australian Taxation Office website <<https://www.ato.gov.au/individuals-and-families/paying-the-ato/interest-and-penalties/penalties/penalty-units>> 1オーストラリア・ドルは、約114円（令和8年7月分報告省令レート）。

(36) “Commonwealth Workplace Protection Orders scheme,” *op.cit.*(25)

(37) Crimes Act 1914, No.12, 1914. <<https://www.legislation.gov.au/C1914A00012/latest/text>>

(38) 刑法典、犯罪法ともに「10歳以上14歳未満の児童は、自己の行為が違法であることを認識している場合に限り」刑事責任を負うとされる。認識の有無は、検察が立証責任を負う。

(39) Services Australia, *op.cit.*(2), p.7.

2025 年連邦職場保護命令法

Commonwealth Workplace Protection Orders Act 2025, No.52, 2025

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美訳

【目次】

第 1 章 通則（第 1 条～第 11 条）

第 2 章 連邦職場保護命令（第 12 条～第 36 条）

第 3 章 連邦職場保護命令に関するその他の事項（第 37 条～第 45 条）

第 4 章 雑則（第 46 条～第 48 条）

連邦の労働者及び連邦の職場に関する職場保護命令制度を確立し、並びに関連する目的のために〔制定された〕法律

[2025 年 11 月 4 日裁可]

オーストラリア連邦議会は、〔次のとおり〕法律を制定する。

第 1 章一通則

第 1 条 略称

この法律は、「2025 年連邦職場保護命令法」である。

第 2 条 施行

(1) 本表の第 1 欄に掲げるこの法律の各条項は、本表の第 2 欄に従い施行され、又は施行されたとみなされる。第 2 欄の他のいずれの記載事項もその文言に従い効力を有するものとする。

施行情報		
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
条項	施行	日付／詳細
1. この法律の全条項	布告により定められる 1 日。ただし、この法律が裁可された日から起算して 6 か月以内に当該条項が施行されない場合には、当該条項は、その期間の終了翌日に施行される。	2026 年 5 月 4 日

備考 本表は、この法律の当初制定時の条項のみに関するものである。この法律のその後の改正に対処するために改められることはない。

* この翻訳は、Commonwealth Workplace Protection Orders Act 2025, No.52, 2025. <<https://www.legislation.gov.au/C2025A00052/asmade/text>> を訳出したものである。本文中、イタリック体で表記された箇所は、訳文では「」を補い、太字で表記された箇所は、訳文ではゴシック体で表記した。〔 〕内は、原語の補記又は訳者による訳語の補記である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 6 月 30 日である。

- (2) 本表の第3欄のいずれの情報も、この法律の一部ではない。この法律のいずれの公開版においても、情報がこの欄に挿入され得、又はこの欄の情報が編集され得るものとする。

第3条 目的

この法律の目的は、[次に掲げるとおりである。]

- (a) 連邦の労働者 [Commonwealth worker] 及び連邦の職場 [Commonwealth workplace] に居る者を危害及び危害のおそれから保護すること。
- (b) 公衆が安全な環境の中で連邦政府により提供されるサービスを利用できるようにすること。
- (c) 連邦の労働者に対する暴力及び攻撃を阻止すること。

第4条 この法律の概要

この法律は、連邦の労働者 [に対し行われる、] 又は連邦の職場において [行われる] 個人に対する暴力 [personal violence] を防止するため、裁判所が連邦職場保護命令 [Commonwealth workplace protection order] を発する制度を定めるものである。

ある者が個人に対する暴力を行うとは、当該者が連邦政府の行政機能を妨げるようなやり方で他の者に危害を加え、若しくは危害を加えると脅迫し、又は危害 [を加えられるという] 合理的恐怖⁽¹⁾を引き起こし、若しくは引き起こすと脅迫することをいう。これには、連邦の労働者の業務遂行能力 [を妨げ、] 又はある者が連邦の給付若しくはサービスを安全に利用することを妨げる [行為が] 含まれる場合がある。

連邦の労働者とは、連邦政府のためいずれの立場においても業務を行う者をいい、[これには、] 請負業者、警備員、ボランティア及び「1984年国会議員（スタッフ）法」⁽²⁾に基づき雇用される者が含まれる。

連邦の労働者が業務を行う際に通常訪れる場所、又は居る可能性のある場所は、いずれも連邦の職場となり得る。これには、移動式サービスセンター、移動式店舗、緊急救援センター又は業務用車両が含まれる場合がある。ただし、州又は準州の裁判所が所有し、又は占有する場所は含まれない。

連邦職場保護命令の申立ては、次に掲げる者（権限を有する者という。）又はその代理人が行うことができる。

- (a) 連邦最高裁判所事務局長⁽³⁾
- (b) 連邦政府機関の責任者 [accountable authority] 又は最高執行責任者 [chief executive

(1) reasonable fear. 「合理的恐怖」の定義は、2025年連邦職場保護命令法には存在しない。ただし、法案説明資料によれば、何が合理的かは、通常人が同じ状況下でどのような感情を抱くかを基準として判断されると説明されている。Senate, “Commonwealth Workplace Protection Orders Bill 2025: Replacement Explanatory Memorandum,” 2025, p.13. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7349_ems_23dedf94-0999-4d1b-88aa-04f7d4f19de2/upload_pdf/Commonwealth%20Workplace%20Protection%20Orders%20Bill%202025_Replacement%20EM.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(2) Members of Parliament (Staff) Act 1984, No.64, 1984. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02928/latest/text>>

(3) Chief Executive and Principal Registrar. 最高裁判所の指名に基づき連邦総督により任命される（1979年オーストラリア最高裁判所法（High Court of Australia Act 1979, No.137, 1979. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A02147/latest/text>>）第18条）。職務及び権限は、同法第19条に規定される。

officer] (いかなる名称であるかを問わない。)

裁判所が連邦職場保護命令を発することを決定した場合には、当該裁判所は、被申立人による更なる個人に対する暴力を防止するために、又は連邦の労働者若しくは連邦の職場の安全を確保するために必要又は望ましいと考えるいずれの条件をも付することができる。

連邦職場保護命令の条件に違反することは犯罪である。

この法律は、州法及び準州法と併せて適用されることを意図している。連邦職場保護命令が存在すること [によって]、州法又は準州法に基づき保護命令が被申立人に申し立てられ、又は発せられることを妨げるものではない。

第5条 定義

この法律において、[次のとおり定義する。]

「責任者」は、「2013 年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法」⁽⁴⁾におけるものと同じ意味を有する。

「被害を受けた労働者 [affected worker]」は、第6条第2項で定める意味を有する。

「被害を受けた職場 [affected workplace]」は、第6条第3項で定める意味を有する。

「権限を有する者 [authorised person]」は、第7条で定める意味を有する。

「連邦政府機関 [Commonwealth entity]」は、「2013 年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法」におけるものと同じ意味を有する⁽⁵⁾。

「連邦の労働者」は、次に掲げる者をいう。

(a) 連邦政府機関又は連邦最高裁判所のためいずれの立場においても業務を行う者をいい、[これには、次の立場で行う] 業務が含まれる。

(i) 被用者

(ii) 請負業者又は下請業者

(iii) 請負業者の被用者又は下請業者の被用者

(iv) 連邦政府機関又は連邦最高裁判所のために業務を行う目的で派遣されている、労働者派遣会社の被用者

(v) アウトワーカー⁽⁶⁾

(vi) 見習又は研修生

(vii) 実務経験を積む学生 [student gaining work experience]

(viii) ボランティア

(b) 「1984 年国会議員 (スタッフ) 法」に基づき雇用される者

「連邦の職場」とは、連邦の労働者としての業務が行われる場所をいい、[これには、次の

(4) Public Governance, Performance and Accountability Act 2013, No.123, 2013. <<https://www.legislation.gov.au/C2013A00123/latest/text>> 同法第12条第2項に、連邦の省 (Department of State) の場合は、当該省の次官 (Secretary of the Department) が責任者となること等が規定されている。

(5) 2013 年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法第10条第1項及び第2項に、連邦の省、連邦議会の事務部門 (Parliamentary Department)、連邦法により設立された法人 (body corporate that is established by a law of the Commonwealth) 等が挙げられている。ただし、連邦最高裁判所 (High Court) 等は除外される。

(6) outworker. 自宅又は事業所とは通常考えられない場所で働く請負業者又は被用者をいう。"Outworkers." Fair Work Ombudsman website <<https://www.fairwork.gov.au/starting-employment/types-of-employees/outworkers>>

場所が] 含まれる。

- (a) 連邦の労働者が連邦の労働者として業務を行う際に通常訪れるあらゆる場所
 - (b) 連邦の労働者が連邦の労働者として業務を行う際に居る可能性のあるあらゆる場所
- ただし、州又は準州の裁判所が所有又は占有する場所は含まれない。

「**連邦職場保護命令**」は、次に掲げる命令をいう。

- (a) 仮命令 [interim order]
- (b) 緊急仮命令 [urgent interim order]
- (c) 終局命令 [final order]
- (d) 同意命令 [consent order]

「**同意命令**」は、第2章第2節D款に基づき発せられる命令をいう。

ある者に関して、「**選挙 [で選ばれた] 代表者** [electoral representative]」は、次に掲げる者をいう。

- (a) 当該者が居住する選挙区（「1918年連邦選挙法」⁽⁷⁾の意味による。）の下院議員
- (b) 当該選挙区が所在する州又は準州の上院議員

「**終局命令**」は、第2章第2節C款に基づき発せられる命令をいう。

「**危害** [harm]」は、「刑法典」⁽⁸⁾第7.8章におけるものと同じ意味を有する。

「**意思決定能力を欠く** [impaired decision-making ability]」は、第22条第4項及び第5項を参照のこと。

「**仮命令**」は、第2章第2節A款に基づき発せられる命令をいう。

「**個人に対する暴力**」は、第6条第1項で定める意味を有する。

「**場所** [place]」には、次のものが含まれる。

- (a) 車両、船舶、航空機その他移動式構造物 [mobile structure]
- (b) 水域
- (c) あらゆる種類の固定式又は浮体式の構造物又は設備

ある者に対する「**保護命令** [protective order]」は、当該者が他の者に危害を加えることを防止するため、連邦法（この法律を除く。）、州法又は準州法に基づき発せられる命令（仮命令を含む。）をいう。

仮命令の申立てに関する「**関連申立て** [related application]」は、第13条第1項a号を参照のこと。

連邦職場保護命令又はそのような命令の申立てに関する「**被申立人** [respondent]」は、当該命令が発せられた、又は[発することを]求められた者をいう。

「**緊急仮命令**」は、第2章第2節B款に基づき発せられる命令をいう。

第6条 「個人に対する暴力」、「被害を受けた労働者」及び「被害を受けた職場」の意味

(1) ある者が「**個人に対する暴力**」を行うとは、次の各号のいずれにも該当する場合をいう。

(7) Commonwealth Electoral Act 1918, No.27, 1918. <<https://www.legislation.gov.au/C1918A00027/latest/text>> 同法第4条第1項に、「選挙区とは、下院議員の選挙のための選挙区をいう。」と規定される。

(8) 刑法典 (Criminal Code) は、1995年刑法典法 (Criminal Code Act 1995, No.12, 1995. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A04868/latest/text>>) の附則に規定される。第7.8章第146.1条第1項に、「危害は、次のものをいう。(a) 身体的危害（一時的か継続的かを問わない。）、(b) 人のメンタルヘルスへの危害（一時的か継続的かを問わない。）。ただし、次の(c)又は(d)の行為に付随して生じることが合理的に許容される範囲内の力又は衝撃を受けることは含まれない。(c) 社会的交流、(d) 地域社会における生活」と規定される。

- (a) 当該者が次に掲げる者に対し、直接若しくは間接に危害を引き起こす行為を行い、若しくは行おうと脅迫し、又は「直接若しくは間接に」危害「を加えられるという」合理的恐怖を引き起こす行為を行い、若しくは行おうと脅迫するとき。

(i) 連邦の労働者

(ii) 連邦の職場に居る個人

- (b) a 号 (i) が適用される場合には、連邦の労働者「であるという」当該連邦の労働者の地位を理由として当該者が当該行為を行い、又は「行おうと」脅迫するとき。

- (c) 当該行為又は脅迫が直接又は間接に連邦政府の行政機能を妨げるとき。

備考 例として、行為又は脅迫が次のいずれかの事項を妨げる場合には、連邦政府の行政機能を妨げる可能性がある。

(a) 連邦の労働者が連邦の労働者としての職務又は責務を遂行する能力

(b) 連邦政府の任務の遂行又は権限の行使

(c) 連邦政府により提供される給付又はサービスを安全な環境の中で利用するための個人の能力

- (2) 連邦の労働者は、個人に対する暴力に関して、「被害を受けた労働者」である。

- (3) 連邦の職場は、個人に対する暴力に関して、「被害を受けた職場」である。

「危害を引き起こす行為」

- (4) 第 1 項の「規定の」適用については、ある者の行為が実質的に危害の一因となる場合には、当該行為は、危害を引き起こすものとみなされる。

「脅迫」

- (5) 第 1 項の「規定の」適用については、脅迫は、次のいずれかである可能性がある。

(a) 明示的又は黙示的であるもの

(b) 条件付き又は無条件であるもの

第 7 条 「権限を有する者」の意味

「権限を有する者」は、次の各号に定める者とする。

(a) 連邦最高裁判所事務局長

(b) 連邦政府機関の責任を有する者が単一の者である場合には、当該者

(c) 連邦政府機関の責任を有する者が執行機関「governing body」その他人々の集団である場合には、当該機関の最高執行責任者（いかなる名称であるかを問わない。）

第 8 条 法律は国王を拘束する

この法律は、国王のそれぞれの能力において、国王を拘束する⁽⁹⁾。

第 9 条 外地準州への適用

この法律は、どの外地準州にも適用される。

第 10 条 域外適用

この法律は、オーストラリア国外における行為、不作為、事項「matters」及び事物「things」にも適用される。

(9) 「国王 (the Crown)」とは、国王個人ではなく、「君主 (monarch)」及び「政府 (government)」の両方を包含する概念である。また、「国王の能力 (Capacities of the Crown)」とは、立法、行政、司法、宗教、国際関係における国王の様々な機能を指す。David Torrance, "The Crown and the constitution," House of Commons Library, 2025.8.4, p.6. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8885/CBP-8885.pdf>>

第 11 条 州法及び準州法との同時適用

この法律は、この法律と併せて適用される可能性のある州法又は準州法の適用を排除し、又は制限することを意図するものではない。

第 2 章—連邦職場保護命令

第 1 節—この章の概要

第 12 条 この章の概要

連邦職場保護命令には、仮命令、緊急仮命令、終局命令又は同意命令がある。

次に掲げる者（権限を有する者という。）は、裁判所に終局命令を申し立てることができる。

- (a) 連邦最高裁判所事務局長
- (b) 連邦政府機関の責任者又は最高執行責任者（いかなる名称であるかを問わない。）

権限を有する者は、終局命令の申立てが最終決定される前に仮命令を申し立てることができる。

権限を有する者は、緊急の状況において終局命令を申し立てずに緊急仮命令を申し立てることができる。当該申立ては、書面により行われる必要はなく、また、被申立人に送達される必要もない。緊急仮命令は、[同命令が発せられた後] 7 日以内に終局命令の申立てが行われない限り、7 日後に効力を失う。

裁判所は、特定事項について確信した場合には、仮命令、緊急仮命令又は終局命令を発することを決定することができる。裁判所はまた、訴訟手続の当事者の同意を得て終局命令（同意命令という。）を発することもできる。

裁判所は、被申立人による更なる個人に対する暴力を防止するために、又は連邦の労働者若しくは連邦の職場の安全を確保するために必要又は望ましいと考えるいずれの条件をも連邦職場保護命令により課すことができる。これには、被申立人が連邦の労働者と連絡を取ること又は連邦の職場に立ち入ることを制限する条件が含まれる場合がある。

連邦職場保護命令は、被申立人又は権限を有する者の申立てにより変更され、又は取り消され得るものであり、当該命令が発せられた根拠がもはや存在しない場合には、取り消されなければならない。

連邦職場保護命令の条件に違反することは、犯罪である。

連邦職場保護命令又は他の法律に基づく保護命令がある者に対して既に効力を有する場合であっても、連邦職場保護命令は、当該者に申し立てられ、及び発せられることができる。

この章はまた、連邦職場保護命令がある者に対して既に効力を有する場合であっても、他の法律に基づく保護命令が当該者に申し立てられ、又は発せられることを妨げることを意図するものではない。

第2節—連邦職場保護命令の発令

A 款—仮命令

第13条 仮命令の申立て

- (1) 次の各号のいずれにも該当する場合には、権限を有する者は、裁判所に仮命令を申し立てることができる。
 - (a) 当該権限を有する者が第19条に基づき被申立人に終局命令の申立て（「**関連申立て**」）を行ったとき。
 - (b) 当該関連申立てが最終決定されていないとき。
 - (c) 当該権限を有する者が次に掲げる事項を確信するとき。
 - (i) 当該被申立人が個人に対する暴力を行ったこと。
 - (ii) 仮命令が発せられなければ当該被申立人が更なる個人に対する暴力を行う現実的な危険性があること。
 - (iii) 当該関連申立てが最終決定される前に当該被申立人が更なる個人に対する暴力を行うことを防止するため、当該仮命令が必要又は望ましいこと。
- (2) 当該〔仮命令の〕申立ては、当該関連申立てに含めることができる。
- (3) 当該申立てには、当該裁判所の規則（存在する場合）に従うことを条件に、次に掲げる事項を含めなければならない。
 - (a) 終局命令の申立てに関し、第19条第2項a号からf号までに基づき求められる全ての事項
 - (b) 当該申立てが当該関連申立てに含まれる場合、その旨の記載

第14条 裁判所は仮命令を発することができる

- (1) 裁判所は、次の各号のいずれにも該当する場合には、仮命令を発することができる。
 - (a) 当該命令の申立てが第13条に基づき行われるとき。
 - (b) 当該裁判所が次に掲げる事項を確信するとき。
 - (i) 被申立人が個人に対する暴力を行ったこと。
 - (ii) 当該命令が発せられなければ、当該被申立人は更なる個人に対する暴力を行う現実的な危険性があること。
 - (iii) 関連申立てが最終決定される前に当該被申立人が更なる個人に対する暴力を行うことを防止するため、当該命令が必要又は望ましいこと。
- 備考 第3節には、連邦職場保護命令の内容に関連する規則が含まれる。
- (2) 当該裁判所は、当該関連申立てが最終決定される前であればいつでも当該命令を発することができる。
- (3) この条は、当該関連申立てが最終決定される前に当該被申立人に対して1件以上の仮命令を発することを妨げるものではない。

備考 例として、仮命令が第15条に基づき効力を失い、かつ、当該関連申立てが最終決定されていない場合には、当該裁判所はこの款に従い別の仮命令を発することができる。

第 15 条 仮命令の効力発生時期

- (1) 仮命令は、次に掲げる時点に効力を生ずる。
 - (a) 被申立人が当該命令の発せられる時に立ち会う場合には、当該命令が発せられた時点
 - (b) 被申立人が当該命令の発せられる時に立ち会わない場合には、当該命令が当該被申立人に交付送達された時点
- (2) 仮命令は、次に掲げる時点に効力を失う。
 - (a) 当該仮命令に明記された期間の終了時〔であり、その期間は〕12 か月を超えてはならない。
 - (b) 当該仮命令の効力を有する期間が第 4 節に基づき変更された場合には、変更後の期間の終了時
 - (c) 当該仮命令が第 4 節に基づき取り消された場合には、当該取消しが効力を生じた時点
 - (d) 関連申立てが取り下げられ〔withdrawn〕、又は却下された〔dismissed〕場合には、当該申立てが取り下げられ、又は却下された時点
 - (e) 当該裁判所が当該関連申立てについて終局命令を発しないと決定した場合には、当該決定が行われた時点
 - (f) 当該裁判所が当該関連申立てについて終局命令を発すると決定した場合には、当該終局命令が効力を生じた時点

B 款一緊急仮命令

第 16 条 緊急仮命令の申立て

- (1) 次の各号のいずれにも該当する場合には、権限を有する者は、電話、ファックス、電子メールその他電子的手段により裁判所に緊急仮命令を申し立てることができる。
 - (a) 当該権限を有する者が次に掲げる事項を確信するとき。
 - (i) 被申立人が個人に対する暴力を行ったこと。
 - (ii) 緊急仮命令が発せられなければ当該被申立人は更なる個人に対する暴力を行う現実的な危険性があること。
 - (iii) 当該被申立人に対する終局命令の申立てが行われ、かつ、最終決定され得るより前に、当該被申立人が更なる個人に対する暴力を行うことを防止するため、当該〔緊急仮〕命令が必要又は望ましいこと。
 - (b) 権限を有する者が、緊急の状況のためそのような手段を用いることが必要であると考えるとき。
- (2) 当該申立てには、当該裁判所の規則（存在する場合）に従うことを条件に、次に掲げる事項を含めなければならない。
 - (a) 終局命令の申立てに関し、第 19 条第 2 項 a 号及び b 号に基づき求められる全ての事項
 - (b) 緊急の状況〔についての〕説明

第 17 条 裁判所は緊急仮命令を発することができる

- (1) 裁判所は、次の各号のいずれにも該当する場合には、緊急仮命令を発することができる。
 - (a) 当該緊急仮命令の申立てが第 16 条に基づき行われるとき。
 - (b) 当該裁判所が次に掲げる事項を確信するとき。

- (i) 被申立人が個人に対する暴力を行ったこと。
- (ii) 当該緊急仮命令が発せられなければ、当該被申立人は更なる個人に対する暴力を行う現実的な危険性があること。
- (iii) 当該被申立人に対する終局命令の申立てが行われ、かつ、最終決定され得るより前に、当該被申立人が更なる個人に対する暴力を行うことを防止するため、当該緊急仮命令が必要又は望ましいこと。
- (iv) 緊急仮命令を緊急に発する必要性を考慮し、仮命令の申立てに関し第 13 条第 3 項に基づき求められる全ての事項を申立てに含めることなく当該命令を発することが適切であること。

備考 第 3 節には、連邦職場保護命令の内容に関する規則が規定されている。

- (2) 当該裁判所は、申立てが行われた後実行可能な限り速やかに緊急仮命令を発するか否かについて決定しなければならない。
- (3) 緊急仮命令を発するか否かについて決定するより前に、当該裁判所は、特定の情報を当該裁判所に提出するよう申立人に命じることができる。
- (4) 当該裁判所が緊急仮命令を発する場合には、当該裁判所は、電話、ファックス、電子メールその他電子的手段により、次に掲げる事項を申立人に通知しなければならない。
 - (a) 当該緊急仮命令に記載された条項 [terms]
 - (b) 当該命令が発せられた日及び時刻
 - (c) 被申立人に対する終局命令の申立てが、緊急仮命令が発せられた後 7 日以内に行われない場合には、当該緊急仮命令は当該期間の終了時に効力を失うという事実

第 18 条 緊急仮命令の効力発生時期

- (1) 緊急仮命令は、当該命令が被申立人に交付送達されたときに効力を生じる。
- (2) 緊急仮命令は、次のいずれかの時点で効力を失う。
 - (a) 被申立人に対する終局命令の申立てが、緊急仮命令が発せられた後 7 日以内に行われない場合には、当該期間が終了した時点
 - (b) 被申立人に対する終局命令の申立てが、緊急仮命令が発せられた後 7 日以内に行われた場合には、次のいずれかの時点
 - (i) 緊急仮命令に明記された期間の終了時 [であり、その期間は] 12 か月を超えてはならない。
 - (ii) 緊急仮命令が効力を有する期間が第 4 節に基づき変更された場合には、変更後の期間の終了時
 - (iii) 緊急仮命令が第 4 節に基づき取り消された場合には、当該取消しが効力を生じた時点
 - (iv) 終局命令の申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、当該申立てが取り下げられ、又は却下された時点
 - (v) 裁判所が終局命令を発しないと決定した場合には、当該決定がなされた時点
 - (vi) 裁判所が終局命令を発すると決定した場合には、当該終局命令が効力を生じた時点

C 款—終局命令

第 19 条 終局命令の申立て

- (1) 次の各号のいずれにも該当すると権限を有する者が確信する場合には、当該権限を有する者は、裁判所に終局命令を申し立てることができる。
 - (a) 被申立人が個人に対する暴力を行ったこと。
 - (b) 終局命令が発せられなければ当該被申立人が更なる個人に対する暴力を行う現実的な危険性があること。
- (2) 当該申立ては、当該裁判所の規則（存在する場合）に従うことを条件に、[次のとおりとする。]
 - (a) 次に掲げる事項を含めなければならない。
 - (i) 求める命令 [の内容] の草案
 - (ii) 提案された各条件が被申立人に課されるべき [であるとする] 理由に関する説明
 - (iii) 当該命令が発せられるべき [であるとする] 理由に関連する事実の記載
 - (iv) 当該命令が発せられるべき [であるとする] 根拠の要約
 - (b) 次に掲げる情報を含めなければならない。
 - (i) 当該命令によって被申立人に課されるよう提案された条件により、当該被申立人が連邦政府から提供される給付又はサービスを利用すること又は取得することを妨げられる場合には、当該被申立人がそれらの給付又はサービスを利用し、又は取得できるようにするための代替的手続又は取決め
 - (ii) 当該命令によって被申立人に課されるよう提案された条件により、当該被申立人が選挙 [で選ばれた] 代表者と接触すること又はその他の政治的言論⁽¹⁰⁾を行うことを妨げられる場合には、当該被申立人がそれらの行為を行うことができるようにするための代替的手続又は取決め
 - (c) 申立人が知る限りにおいて、保護命令が被申立人に対して効力を有するか否かを明記しなければならない。
 - (d) 申立人が知る限りにおいて、個人に対する暴力の容疑がいずれかの民事訴訟又は刑事訴訟の対象となったことがある、[現在] 対象になっている、又は [今後] 対象になるか否かを明記しなければならない。
 - (e) 申立人が知る限りにおいて、被申立人が銃器を使用する免許若しくはその他の許可を得ているか否か、又は銃器を所持しているか否かを明記しなければならない。
 - (f) 第 25 条第 3 項に掲げる事項に関連するその他の情報を含めなければならない。

(10) political communication. オーストラリアでは、表現の自由という一般的な権利を規定した連邦法は存在しない。政治的言論（の自由）については、最高裁判所は、オーストラリア憲法第 7 条（上院）及び第 24 条（下院の組織）により黙示的に保障されたとしている。これらの条文（第 7 条、第 24 条）は、国会議員が国民により直接選ばれることを規定しており、国民が十分な情報に基づいた選択をするためには、関連する政治情報への自由なアクセスが保証される必要があることを根拠としている。“Which domestic laws relate to freedom of opinion and expression?” Attorney-General’s Department website <<https://www.ag.gov.au/rights-and-protections/human-rights-and-anti-discrimination/human-rights-scrutiny/public-sector-guidance-sheets/right-freedom-opinion-and-expression>> なお、オーストラリア憲法及びその邦訳については、後掲注 (17); 後掲注 (18) を参照。政治的言論の自由については、次の文献も参照のこと。山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情 3』（調査資料 2003-2）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003, p.117. <<https://doi.org/10.11501/999538>>

- (g) 第 13 条（仮命令）に基づく申立てが当該〔終局命令の〕申立てに含まれる場合には、その旨の記載を含めなければならない。

第 20 条 裁判所は終局命令を発することができる

裁判所は、次の各号のいずれにも該当する場合には、終局命令を発することができる。

- (a) 当該命令の申立てが第 19 条に基づき行われるとき。
- (b) 当該申立てが被申立人に交付送達されたとき。
- (c) 裁判所が次に掲げる事項を確信するとき。
 - (i) 被申立人が個人に対する暴力を行ったこと。
 - (ii) 当該命令が発せられなければ当該被申立人が更なる個人に対する暴力を行う現実的な危険性があること。
 - (iii) 当該被申立人が更なる個人に対する暴力を行うことを防止するため、当該命令が必要又は望ましいこと。

備考 1 第 3 節には、連邦職場保護命令の内容に関する規則が含まれる。

備考 2 裁判所は、当事者の同意を得て終局命令を発することもできる（D 款参照）。

第 21 条 終局命令の効力発生時期

- (1) 終局命令は、次に掲げる時点に効力を生ずる。
 - (a) 被申立人が当該命令の発せられる時に立ち会う場合には、当該命令が発せられた時点
 - (b) 被申立人が当該命令の発せられる時に立ち会わない場合には、当該命令が当該被申立人に交付送達された時点
- (2) 終局命令は、次に掲げる時点に効力を失う。
 - (a) 当該命令に明記された期間の終了時〔であり、その期間は〕2 年を超えてはならない。
 - (b) 当該命令が効力を有する期間が第 4 節に基づき変更された場合には、変更後の期間の終了時
 - (c) 当該命令が第 4 節に基づき取り消された場合には、当該取消しが効力を生じた時点

D 款一同意命令

第 22 条 〔裁判所は〕同意命令を発する〔ことができる〕

- (1) 裁判所は、次の各号のいずれにも該当する場合には、同意命令を発することができる。
 - (a) 被申立人に対する終局命令の申立てが第 19 条に基づき行われたとき。
 - (b) 訴訟当事者が当該命令に記載された条項に同意するとき。
 - (c) 裁判所が、被申立人は意思決定能力を欠くと考える場合には、当該被申立人が次に掲げる者のうち 1 名又は複数名により代理されるとき。
 - (i) 連邦裁判所の弁護士〔legal practitioner〕又は州若しくは準州の最高裁判所の弁護士として登録されている者
 - (ii) 裁判所の規則に基づき、当該被申立人の訴訟後見人⁽¹¹⁾である者
 - (iii) 被申立人が 14 歳から 17 歳までの場合には、当該被申立人の親又は後見人

(11) litigation guardian. 訴訟当事者が精神的又は身体的障害により自ら訴訟手続を行うことができない場合に、その者の代理として行動する者。訴訟手続の遂行に関する全ての決定を行う。“What is a litigation guardian?” Federal Circuit and Family Court of Australia website <<https://www.fcfcoa.gov.au/fl/litigation-guardians>>

- (2) 裁判所は、次の各号のいずれにも該当する場合には、同意命令を発することができる。
- (a) 被申立人が個人に対する暴力を行ったことについて証明又は自白がないとき。
 - (b) 裁判所が第 20 条 c 号に掲げる事項について確信しているか否かにかかわらず、
 - (c) 裁判所が、当該命令により被申立人に課された条件は、第 25 条第 1 項に掲げるように、必要又は望ましい「ものである」と考えるか否かにかかわらず、

「裁判所は訴訟手続を延期することができる」

- (3) 次の各号のいずれにも該当する場合には、裁判所は、当該裁判所の規則（存在する場合）に従うことを条件に、被申立人が第 1 項 c 号に掲げる者により代理されるまで、訴訟手続を延期することができる。
- (a) 裁判所が、当該被申立人は、意思決定能力を欠くと考えるとき。
 - (b) 当該被申立人が第 1 項 c 号に掲げる者により代理されていないとき。

「意思決定能力を欠く」[こと]の意味

- (4) この法律に基づく訴訟手続の当事者である者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、「意思決定能力を欠く」ものとする。
- (a) 当該訴訟手続に関する決定を行うことができない者
 - (b) 当該訴訟手続に関して自身が行った決定の性質及び効果を理解しない者
- (5) ただし、18 歳未満であることのみをもって、その者が「意思決定能力を欠く」とされるわけではない。

第 23 条 同意命令の効力発生時期

- (1) 同意命令は、次に掲げる時点に効力を生ずる。
- (a) 被申立人が当該命令の発せられる時に立ち会う場合には、当該命令が発せられた時点
 - (b) 被申立人が当該命令の発せられる時に立ち会わない場合には、当該命令が当該被申立人に交付送達された時点
- (2) 同意命令は、次に掲げる時点に効力を失う。
- (a) 当該命令に明記された期間の終了時〔であり、その期間は〕2 年を超えてはならない。
 - (b) 当該命令が効力を有する期間が第 4 節に基づき変更された場合には、変更後の期間の終了時
 - (c) 当該命令が第 4 節に基づき取り消された場合には、当該取消しが効力を生じた時点

第 3 節—連邦職場保護命令の内容

第 24 条 連邦職場保護命令に記載される条項

- (1) 裁判所が連邦職場保護命令を発する場合には、当該命令には、第 2 項に従うことを条件に、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (a) 被申立人の氏名
 - (b) 第 25 条に従い、当該命令により被申立人に課される全ての条件
 - (c) 当該命令により被申立人に課される条件により、当該被申立人が連邦政府から提供される給付又はサービスを利用すること又は取得することを妨げられる場合には、当該被申立人がそれらの給付又はサービスを利用し、又は取得できるようにするための代替的手続又は取決め

- (d) 当該命令により被申立人に課される条件により、被申立人が選挙〔で選ばれた〕代表者と接触すること又はその他の政治的言論を行うことを妨げられる場合には、当該被申立人がそれらの行為を行うことができるようにするための代替的手続又は取決め
- (e) 当該命令が効力を有する期間
- (f) 当該命令が発せられた根拠の要約
- (2) 次の各号のいずれにも該当しない場合には、当該命令には、被申立人以外の者を特定する情報又は特定することを可能にするおそれのある情報を含めてはならない。
 - (a) 当該命令の申立人が当該情報を含めることに同意したとき。
 - (b) 裁判所が、当該情報は既に被申立人に知られていると確信したとき。
 - (c) 裁判所が、当該情報を含めることは、当該命令の遵守を可能にするために必要であると確信したとき。
- (3) 第2項 a 号又は b 号が適用される場合には、当該命令の遵守を可能にするため裁判所が必要と認める範囲でのみ、当該情報を〔当該命令に〕含めることができる。

第 25 条 連邦職場保護命令の条件

- (1) 裁判所は、連邦職場保護命令により、次の各号に掲げる事項を行うために必要又は望ましいと当該裁判所が考えるいずれの条件をも被申立人に課することができる。
 - (a) 当該被申立人が更なる個人に対する暴力を行うことを防止すること。
 - (b) 連邦の労働者又は連邦の職場に居る個人の安全を確保すること。
- (2) 第1項〔の規定〕を制限することなく、当該条件は、次の各号のいずれかに関連するものとする。
 - (a) 被申立人が、特定の連邦の職場に、又はその指定された範囲内に立ち入らないこと。
 - (b) 被申立人が、特定の連邦の職場に、又はその指定された範囲内に立ち入ることのできる状況
 - (c) 被申立人が、次に掲げる者と連絡を取らないこと若しくは接触しないこと又は他の者に連絡を取らせないこと若しくは接触させないこと。
 - (i) 特定の連邦の労働者
 - (ii) 特定の類型〔class〕の連邦の労働者
 - (d) 被申立人が、次に掲げる者と連絡を取ることでできる状況又は接触することのできる状況
 - (i) 特定の連邦の労働者
 - (ii) 特定の類型の連邦の労働者
 - (e) 被申立人が、更なる個人に対する暴力を行わないこと又は他の者に行わせないこと。
 - (f) 被申立人が、特定の連邦の職場にある財物に損害を与えないこと又は他の者に〔当該財物に対し〕損害を与えさせないこと。
- (3) 第1項に掲げる条件が必要又は望ましいか否かを決定する場合には、次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - (a) この法律の目的
 - (b) 当該条件によりいずれかの者に生じ得る不利益
 - (c) 条件が課されない場合にいずれかの者に生じ得る危害
 - (d) 被申立人が行った過去の個人に対する暴力

- (e) 被申立人に対して発せられた他の連邦職場保護命令
- (f) 被申立人に対して効力を有する他の保護命令
- (g) 被申立人が行った、自身に対して発せられた連邦職場保護命令又は保護命令への違反
- (h) 当該条件が被申立人の権利及び自由に対する制限を最小限とし、[同時に] この法律の目的を達成するものであるか否かの別
- (i) 裁判所が関連すると考えるその他の事項

第4節 連邦職場保護命令の変更又は取消し

第26条 連邦職場保護命令の変更又は取消しの申立て

- (1) 次に掲げる者は、連邦職場保護命令を変更し、又は取り消すことを裁判所に申し立てることができる。
 - (a) 被申立人
 - (b) 権限を有する者
- (2) 当該申立てには、当該裁判所の規則（存在する場合）に従うことを条件に、次の事項を含めなければならない。
 - (a) 第28条第4項に掲げる事項に関連する情報
 - (b) 当該申立てが、連邦政府から提供される給付又はサービスを利用すること又は取得することを妨げる[ことになる] 変更を求めるものである場合には、当該被申立人がそれらの給付又はサービスを利用し、又は取得できるようにするための代替的手続又は取決めについての情報
 - (c) 当該申立てが、当該被申立人が選挙[で選ばれた] 代表者と接触すること又はその他の政治的言論を行うことを妨げられる[ことになる] 変更を求めるものである場合には、当該被申立人がそれらの行為を行うことができるようにするための代替的手続又は取決めについての情報

第27条 根拠がもはや存在しない場合に取消しを申し立てるための要件

- (1) 権限を有する者が連邦職場保護命令の発せられた根拠がもはや存在しないと確信した場合には、当該権限を有する者は、当該命令を取り消すことを裁判所に申し立てなければならない。
- (2) 当該申立てには、当該裁判所の規則（存在する場合）に従うことを条件に、当該命令が発せられた根拠がもはや存在しない理由の説明を含めなければならない。

第28条 裁判所は、連邦職場保護命令を変更し、又は取り消すことができる

- (1) 裁判所は、次の各号のいずれにも該当する場合には、連邦職場保護命令を変更し、又は取り消すことができる。
 - (a) 変更又は取消しの申立てが第26条に基づいて行われたとき。
 - (b) 当該申立てが被申立人によって行われた場合には、当該申立てが当該命令を申し立てた権限を有する者に送達されたとき。
 - (c) 当該申立てが権限を有する者によって行われた場合には、当該申立てが被申立人に交付送達されたとき。
- (2) 裁判所は、次に掲げるいずれか[の方法] により当該命令を変更することができる。

- (a) 当該命令の条件を変更すること。
 - (b) 当該命令が効力を有する期間を短縮すること。
 - (c) 当該命令の効力を有する期間を、当該命令の効力発生後 2 年を超えない範囲で延長すること。
- (3) 裁判所が当該命令の条件を変更する場合には、変更後の命令には次に掲げる事項を明記しなければならない。
- (a) 当該変更が、連邦政府から提供される給付又はサービスを利用すること又は取得することを妨げることになる場合には、当該被申立人がそれらの給付又はサービスを利用し、又は取得できるようにするための代替的手続又は取決め
 - (b) 当該変更が、当該被申立人が選挙〔選ばれた〕代表者と接触すること又はその他の政治的言論を行うことを妨げることになる場合には、当該被申立人がそれらの行為を行うことができるようにするための代替的手続又は取決め
- (4) 当該命令を変更し、又は取り消すか否かを決定する場合には、裁判所は、次に掲げる事項を考慮しなければならない。
- (a) この法律の目的
 - (b) 当該命令が発せられた根拠
 - (c) 申立人が変更又は取消しを求める理由
 - (d) 被申立人の状況の変化
 - (e) 当該命令の対象となった個人に対する暴力に関し、被害を受けた労働者又は被害を受けた職場の状況の変化
 - (f) 当該変更又は取消しによりいずれかの者に生じ得る不利益
 - (g) 当該命令が変更され、又は取り消された場合にいずれかの者に生じ得る危害
 - (h) 当該命令が変更されない場合又は変更され、若しくは取り消された場合に、被申立人が更なる個人に対する暴力を行う現実的な危険性があるか否かの別
 - (i) 当該命令が変更された場合には、当該変更が被申立人の権利及び自由に対する制限を最小限とし、〔同時に〕この法律の目的を達成するものであるか否かの別
 - (j) 裁判所が関連すると考えるその他の事項

第 29 条 根拠がもはや存在しない場合には、裁判所は連邦職場保護命令を取り消さなければならない

裁判所は、次の各号のいずれにも該当する場合には、連邦職場保護命令を取り消さなければならない。

- (a) 当該命令の変更又は取消しの申立てが第 26 条又は第 27 条に基づき行われたとき。
- (b) 裁判所が、当該命令が発せられた根拠はもはや存在しないことを確信したとき。

第 30 条 変更又は取消しの効力発生時期

「変更」

- (1) 裁判所が連邦職場保護命令を変更することを決定した場合には、当該変更は次に掲げる時点に効力を生ずる。
 - (a) 被申立人が当該決定の行われる時に立ち会う場合には、当該決定が行われた時点
 - (b) 被申立人が当該決定の行われる時に立ち会わない場合には、変更後の命令が被申立人に交付送達された時点

「取消し」

- (2) 裁判所が連邦職場保護命令を取り消すことを決定した場合には、当該取消しは、当該決定が行われた時点に効力を生ずる。

第5節一罪

第31条 連邦職場保護命令違反の罪

「罪」

- (1) 次の各号のいずれにも該当する者は、罪を犯したものとする。

- (a) 連邦職場保護命令がある者に対して効力を有すること。
- (b) 当該者が行為を行うこと。
- (c) 当該行為が当該命令の条件に違反するものであること。

刑罰：2年の拘禁若しくは120ペナルティ・ユニット⁽¹²⁾〔の罰金〕又はそれらの併科

- (2) 第1項a号には、厳格責任⁽¹³⁾が適用される。

「地理的管轄権」

- (3) 「刑法典」第15.3条⁽¹⁴⁾（地理的管轄権の拡張—カテゴリーC）〔の規定〕は、第1項〔の規定〕に違反する罪に適用される。

第6節一連邦職場保護命令を発することに関連するその他の事項

第32条 14歳未満の者

連邦職場保護命令は、14歳未満の者に対して発することはできない。

第33条 代表申立て又は共同申立て

この章に基づく申立ては、〔次のとおりとする。〕

- (a) 権限を有する者が〔次に掲げる場合に行うことができる。〕
 - (i) 当該権限を有する者自身のためであるとき。
 - (ii) 当該権限を有する者及び1名以上の他の権限を有する者を代表するとき。
- (b) 2名以上の権限を有する者が〔次に掲げる場合に行うことができる。〕
 - (i) 〔複数の〕当該権限を有する者自身のためであるとき。
 - (ii) 〔複数の〕当該権限を有する者及び1名以上の他の権限を有する者を代表するとき。

第34条 訴訟手続は、併合して審理することができる

裁判所は、この章に基づく2件以上の訴訟手続を併合して審理するよう命じることができる。

(12) penalty unit. 1ペナルティ・ユニットは、2026年7月1日以降、364オーストラリア・ドル。“Penalty units.” Australian Taxation Office website <<https://www.ato.gov.au/individuals-and-families/paying-the-ato/interest-and-penalties/penalties/penalty-units>> 1オーストラリア・ドルは、約114円（令和8年7月分報告省令レート）。

(13) strict liability. 刑事では、故意過失の犯罪の主観的要素の立証を要せずに刑事的制裁を受ける責任をいう。無過失責任。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.1075。

(14) 刑法典第15.3条には、同条が適用されると定められる犯罪は、オーストラリア国内で当該犯罪を構成する行為が行われたか否かを問わず対象となるが、オーストラリア国民以外には適用されないこと等が規定されている。

第 35 条 裁判所の連邦職場保護命令を発する権限に影響を及ぼさない事項

次に掲げる事項は、連邦職場保護命令を発し、変更し、又は取り消す裁判所の権限に影響を及ぼすものではない。

- (a) 被申立人が、当該命令の申立ての対象となった個人に対する暴力と同一の、又は類似の行為により構成される罪で起訴され、又は有罪が確定し、若しくは有罪と認定されたこと。
- (b) 当該被申立人に対して、他の連邦職場保護命令が効力を有していること。
- (c) 当該被申立人に対して、保護命令が効力を有していること。

第 36 条 連邦職場保護命令等により影響を受けないその他の命令

連邦職場保護命令が効力を有するという事実により、[次に掲げる事実がもたらされることはない。]

- (a) 当該被申立人に他の連邦職場保護命令が申し立てられ、又は発せられることを妨げること。
- (b) 当該被申立人に対して効力を有する他の連邦職場保護命令の執行に影響を及ぼすこと。
- (c) 当該被申立人に保護命令が申し立てられ、又は発せられることを妨げること。
- (d) 当該被申立人に対して効力を有する保護命令の執行に影響を及ぼすこと。

第 3 章—連邦職場保護命令に関するその他の事項**第 1 節—この章の概要****第 37 条 この章の概要**

連邦裁判所、オーストラリア連邦巡回家庭裁判所（第 2 部）及び全ての州及び準州の裁判所は、職場保護命令に関する事案を審理することができる。個人に対する暴力が別の州又は準州で発生した場合であっても、州の裁判所は、当該事案を審理することができる。

この章は、特定の州及び準州の裁判所が行った、終局命令を発し、変更し、又は取り消すことに関する決定への不服申立てをも規定する。

裁判所は、連邦職場保護命令（同意命令を除く。）を発し、変更し、又は取り消す決定について理由を示さなければならず、被申立人が立ち会う場合には、当該被申立人に発せられ、又は変更された当該命令に記載された条項を説明しなければならない。

裁判所は、連邦職場保護命令の対象となった個人に対する暴力により被害を受けたいずれの連邦の労働者 [についても、その] 氏名を公表してはならない。

連邦職場保護命令を発し、変更し、又は取り消すことについての情報は、各州及び各準州の銃器登録機関と共有されなければならない。執行目的で特定の情報を使用し、及び開示することもまた、認められている。

第2節 裁判権及び訴訟手続に関するその他の事項

第38条 裁判権

「連邦の裁判所及び州の裁判所」

- (1) この法律に基づき生じる民事事件に関しては、オーストラリア連邦巡回家庭裁判所（第2部）が裁判権を有する。

備考 さらに、この法律に基づき生じる民事事件及び刑事事件に関しては、州の裁判所が裁判権を有し（「1903年裁判法」⁽¹⁵⁾第39条第2項及び第68条第2項を参照）、この法律に基づき生じる民事事件に関しては、オーストラリア連邦裁判所が裁判権を有する（「1903年裁判法」第39B条第1A項c号⁽¹⁶⁾を参照）。

- (2) 州の裁判所に連邦の裁判権⁽¹⁷⁾を付与する「1903年裁判法」の条項は、この法律に基づき生じる事件に関して、当該裁判権が管轄区域〔locality〕の制限なく付与されるものとして効力を生じる（憲法⁽¹⁸⁾第80条による制限を除く。）。
- (3) 州の各地方裁判所〔Local Court〕又は治安判事裁判所⁽¹⁹⁾は、当該〔連邦の〕裁判権が「1903年裁判法」第39条第2項により当該裁判所に別途付与されていない限り、この法律の第2章第2節又は第4節に基づき当該裁判所に行われる申立てを審理し、及び決定するための裁判権を有する。

「準州の裁判所」

- (4) 憲法が認める限りにおいて、この法律に基づき生じる民事事件に関しては、準州の裁判所が裁判権を有する。

第39条 特定の州又は準州の裁判所が行った終局命令の決定に対する不服申立ての権利

- (1) 裁判所の終局命令の決定に対する不服申立ては、次の表に従い〔行うことができる。〕

(15) Judiciary Act 1903, No.6, 1903. <<https://www.legislation.gov.au/C1903A00006/latest/text>> 1903年裁判法第39条第2項は、各州の裁判所は、各自の裁判権の範囲内で、連邦最高裁判所が第1次裁判権を有する事件又は第1次裁判権が付与され得る全ての事件について連邦の裁判権が付与されると規定している。また、同法第68条第2項は、刑事事件における州及び準州の裁判所の裁判権について規定し、当該裁判所は、当該州及び準州の法令違反を犯した者の略式手続による有罪決定、正式起訴による審理及び有罪判決等について裁判権を行使するとしている。

(16) 1903年裁判法第39B条第1A項c号は、オーストラリア連邦裁判所が第1次裁判権を有する事件として、連邦議会が制定した法律に基づき生じた事件であって、刑事訴追が提起されている事件又はその他の刑事事件を除くと規定している。

(17) federal jurisdiction. 連邦の裁判権については、オーストラリア憲法第71条に「連邦の司法権は、オーストラリア高等法院と呼ばれる連邦最高裁判所および議会が設置するその他の連邦裁判所、ならびに連邦の裁判権を付与されたその他の裁判所に属する。」、同法第77条第3号に「議会は、前二条に掲げる事件について、次に掲げる事項を定める法律を制定することができる。（中略）三 州の裁判所に連邦の裁判権を付与すること。」という規定がある。第77条第3号にいう「前二条」とは、第75条（連邦最高裁判所の第1次裁判権）及び第76条（連邦最高裁判所の付加的な第1次裁判権）のことで、前者には、「条約に関して生じる事項」（第75条第1号）、「州相互間、異なる州の住民間、または、州と他の州の住民との間の事件」（同条第4号）、「連邦の公務員に対する職務執行令状、禁止令状または差止命令の発給を求める事件」（同条第5号）等が規定されている。なお、本稿においてオーストラリア憲法（後掲注(18)）の邦訳は、佐藤潤一「4 オーストラリア連邦」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社、2018, pp.89-105による。

(18) Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution). <<https://www.legislation.gov.au/C2004Q00685/latest/text>> 1900年7月9日制定、1901年1月1日施行。第80条は、陪審により審理が行われる場合について規定している。

(19) Magistrates Court. 「Magistrate（治安判事、下級判事）」が比較的軽微な犯罪の裁判や予備審問・家事事件などを担当する裁判所。下級判事裁判所ともいう。小山編著 前掲注(13), p.673. なお、「簡易裁判所」と表記している文献もある。平松紘ほか『現代オーストラリア法』敬文堂、2005, p.37.

特定の州又は準州の裁判所の終局命令の決定に対する不服申立ての権利

項目	第 1 欄	第 2 欄
	終局命令の決定を行った裁判所	決定に対する不服申立て先
1	ニュー・サウス・ウェールズ州地方裁判所	ニュー・サウス・ウェールズ州最高裁判所
2	ヴィクトリア州治安判事裁判所	ヴィクトリア州最高裁判所
3	クイーンズランド州治安判事裁判所	クイーンズランド州地域裁判所
4	西オーストラリア州治安判事裁判所	西オーストラリア州地域裁判所
5	南オーストラリア州治安判事裁判所	南オーストラリア州最高裁判所
6	タスマニア州治安判事裁判所	タスマニア州最高裁判所
7	オーストラリア首都特別地域治安判事裁判所	オーストラリア首都特別地域最高裁判所
8	北部準州地方裁判所	北部準州最高裁判所

- (2) 次に掲げる各決定は、「終局命令の決定」である。
- (a) 終局命令を求める申立てに対する決定
 - (b) 終局命令を変更するための申立てに対する決定
 - (c) 終局命令を取り消すための申立てに対する決定
- (3) この法律に基づき生じる事件で、この条に基づき行われる不服申立ての対象となる事件に関し、[裁判管轄は、] 次のとおりとする。
- (a) 第 1 項の表の第 2 欄に掲げる裁判所が州の裁判所 [である場合には、当該裁判所が] 連邦の裁判権を有する。
 - (b) [第 1 項の] 表の第 2 欄に掲げる裁判所が準州の裁判所 [である場合には、当該裁判所が] 裁判権を有する。
- (4) この条に基づき裁判所に行われる不服申立ては、当該裁判所の規則により規定される期限内に行われなければならない。
- 「既存の権利等との関係」
- (5) この条のいかなる規定も、次に掲げる事項を制限し、又は影響を及ぼすことを意図するものではない。
- (a) この条とは別に存在するその他の不服申立ての権利
 - (b) この条とは別に裁判所に付与された [conferred on or invested in a court] 裁判権

第 40 条 裁判所は命令を説明し、決定の理由を述べなければならない

「決定の理由」

- (1) 裁判所は、連邦職場保護命令（同意命令を除く。）を発し、変更し、又は取り消す決定を行った後実行可能な限り速やかに当該決定 [を行った] 理由を述べなければならない。

「命令の説明」

- (2) 次の a 号及び b 号に該当する場合には、裁判所は、被申立人が容易に理解できる可能性のある言語で、当該被申立人に対し次の c 号、d 号及び e 号に掲げる事項を説明しなければならない。
- (a) 裁判所が連邦職場保護命令を発し、又は変更するとき。
 - (b) 被申立人が、当該命令が発せられ、又は変更される場に立ち会うとき。
 - (c) 当該命令により被申立人に課された条件を含む、発せられ、又は変更された当該命令に記載された条項

- (d) 被申立人が当該命令の条件に違反した場合に生じる可能性のある結果
 - (e) 当該命令を変更し、更に変更し、又は取り消すことのできる方法
- 「有効性には影響を及ぼさない」
- (3) この条〔の規定〕を遵守しない場合であっても、次に掲げる事項の有効性に影響を及ぼさない。
- (a) 連邦職場保護命令
 - (b) 連邦職場保護命令の変更又は取消し

第41条 被害を受けた労働者の氏名は公表されない

- (1) この条は、次に掲げる事項に関連する、裁判所における手続に適用される。
- (a) 被申立人が行った個人に対する暴力に関する連邦職場保護命令の申立て
 - (b) そのような命令の変更又は取消しを求める申立て
- (2) 裁判所は、当該手続に関して、いずれの被害を受けた労働者の氏名をも（電子的形式又はその他の形式により）公表してはならない。

第42条 証明の基準

この法律（第2章第5節を除く。）に基づく訴訟手続において事項を決定する際に適用される証明の基準は、蓋然性の衡量⁽²⁰⁾による証明である。

第43条 費用

- (1) 第2項に従うことを条件に、この法律（第2章第5節を除く。）に基づく裁判所における手続の各当事者は、自己の〔訴訟〕費用を負担しなければならない。
- (2) 裁判所は、そのような〔費用負担を〕正当化する状況があると確信する場合には、当該裁判所の規則（存在する場合）に従い、当該裁判所が公正であると考え訴訟費用及び訴訟費用の担保について、中間命令その他の方法によるか否かを問わず、いずれの命令をも発することができる。

第3節 情報管理

A 款 情報共有

第44条 銃器登録機関に提供される連邦職場保護命令に関する情報

- (1) 連邦職場保護命令を申し立てる権限を有する者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
- (a) 当該命令が発せられた場合には、各州及び各準州の銃器登録機関（いかなる名称であるかを問わない。）に当該命令の写しを提供すること。
 - (b) 当該命令が変更された場合には、各州及び各準州の銃器登録機関（いかなる名称であるかを問わない。）に変更後の命令の写しを提供すること。

(20) balance of probability. 「証拠の優越 (preponderance of the evidence)」とも言われ、「ある事実について証言する証人の数が多ければ良いというものではなく、最も説得力のある証拠によって確立されるもの」であり、「合理的な疑いを完全に払拭するには至らないものの、公正かつ公平な判断力を持つ者を、争点の一方の立場へと傾かせるのに十分な、証拠上の優位性を指す。」 Bryan A. Garner (editor in chief), *Black's law dictionary*, 12th edition, St. Paul, MN: Thomson Reuters, 2024, p.1431.

- (c) 当該命令が取り消された場合には、各州及び各準州の銃器登録機関（いかなる名称であるかを問わない。）に取消しを通知すること。
- (2) 権限を有する者は、当該命令が発せられ、変更され、又は取り消された後（状況に応じて）実行可能な限り速やかに「第 1 項に掲げる事項を」実行しなければならない。

B 款一情報の開示等

第 45 条 執行目的のための特定の情報の使用及び開示

- (1) 開示「すること」は、執行機関により行われる、又は「執行機関に」代わり行われる 1 件以上の法執行に関連する活動のために合理的に必要である、又は「当該活動に」直接関連するとある者が合理的に信じる場合には、当該者は、当該執行機関に職場保護命令に関する情報を開示することができる。
 - (2) 第 1 項に基づき情報が開示された執行機関は、当該執行機関により行われる、又は「当該執行機関に」代わり行われる 1 件以上の法執行に関連する活動の目的のために、当該情報を使用し、又は開示することができる。
 - (3) この条において、「用語の解釈は、次に定めるところによる。」
 - 「執行機関」は、次の各号に定めるものをいう。
 - (a) オーストラリア連邦警察
 - (b) 検察庁又は州若しくは準州の法律に基づき設立された同様の機関
 - (c) 州又は準州の警察「police force or service」
 - 「法執行に関連する活動」は、「次の各号に定める行為をいう。」
 - (a) 次に掲げる事項の防止、摘発、捜査、訴追又は処罰
 - (i) 刑事犯罪
 - (ii) 罰則又は制裁を科す法律に違反すること。
 - (b) a 号に掲げる事項に関連して、いずれの裁判所における手続においても発せられた命令、指示又はその他の文書を準備し、実施し、又は執行すること。
 - 「職場保護命令に関する情報」は、開示によって、次に掲げる事項について、「その」存在若しくは内容に関連する事実が明らかになる、又はある者が確認できるようになる可能性がある情報をいう。
 - (a) 連邦職場保護命令
 - (b) 連邦職場保護命令を発し、変更し、又は取り消すための申立て
- 備考 この条は、「1988 年プライバシー法」⁽²¹⁾ 及びその他の法律のために権限を付与するものである。

(21) Privacy Act 1988, No.119, 1988. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A03712/latest/text>>

第4章—雑則

第46条 この章の概要

権限を有する者は、この法律に基づくその職務又は権限を、連邦公務員上級管理職者〔SES employee〕と同等の役職若しくは職位にある者又は〔当該役職若しくは職位の〕代理を務める者に委任することができる。

この法律の施行から3年経過した後実行可能な限り速やかに、この法律の運用及び有効性に関する評価を開始しなければならない。

第47条 権限を有する者による委任

- (1) 権限を有する者は、この法律に基づく職務又は権限の全て又はいずれかを書面により次に掲げる者に委任することができる。
- (a) 権限を有する者が連邦最高裁判所事務局長である場合には、当該裁判所の職員〔officer〕又は被用者〔employee〕であって、連邦公務員上級管理職者と同等の役職若しくは職位にある者又は〔当該役職若しくは職位の〕代理を務める者
- (b) 権限を有する者が連邦政府機関の責任者又は最高執行責任者（いかなる名称であるかを問わない。）である場合には、次に掲げる者
- (i) 当該機関の連邦公務員上級管理職者又は上級管理職者の代理を務める者〔acting SES employee〕
- (ii) 当該機関の職員〔member of the staff of the entity〕であって、連邦公務員上級管理職者と同等の役職若しくは職位にある者又は〔当該役職若しくは職位の〕代理を務める者
- 備考1 「連邦公務員上級管理職者」及び「連邦公務員上級管理職者の代理を務める者」という用語は、「1901年制定法解釈法」⁽²²⁾第2B条に定義されている。
- 備考2 「1901年制定法解釈法」第34AA条から第34A条まで〔の規定〕⁽²³⁾に、委任に関する条項が含まれている。
- (2) 委任された職務を遂行し、又は委任された権限を行使するに当たり、〔職務又は権限を〕委任された者は、権限を有する者からの書面による指示のいずれについても遵守しなければならない。

第48条 この法律の運用の評価

- (1) 主務大臣⁽²⁴⁾は、この法律の施行から3年経過した後実行可能な限り速やかに、この法律

(22) Acts Interpretation Act 1901, No.2, 1901. <<https://www.legislation.gov.au/C1901A00002/latest/text>> 「連邦公務員上級管理職者」及び「連邦公務員上級管理職者の代理を務める者」は、同法第2B条に、1999年連邦公務員法（Public Service Act 1999, No.147, 1999. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00538/latest/text>>）におけるものと同じ意味を有すると規定される。1999年連邦公務員法で、前者は、「分類規則に基づき連邦公務員上級管理職に分類される連邦公務員（APS employee）」（第34条）、後者は、「通常連邦公務員上級管理職が就く職位において職務を代行する連邦公務員上級管理職以外の職員」（第7条）と定義される。

(23) 「1901年制定法解釈法第34AA条から第34A条まで」とは、第34AA条、第34AB条、第34A条の3か条を指す。第34AA条は、役職若しくは職位に就く者、〔役職若しくは職位を〕保持する者又は遂行する者への権限等の委任、同法第34AB条は、委任の効果、同法第34A条は、委任を受けた者の意見等に基づく権限の行使及び職務の遂行について規定する。

(24) 2025年連邦職場保護命令法は内務省の所管であり、主務大臣とは内務大臣（Minister for Home Affairs）を指す。

の運用及び有効性に関する評価を実施させなければならない。

- (2) 第1項〔の規定〕を制限することなく、当該評価には、次に掲げる事項の検討を含めなければならない。
 - (a) この法律の条項の一部又は全部の運用は継続すべきか否かの別
 - (b) この法律の適用範囲の拡大を含め、この法律を改正することが、この法律の運用を改善するために必要又は望ましいか否かの別
- (3) 当該評価を実施する者は、主務大臣に当該評価について書面による報告書を提出しなければならない。
- (4) 主務大臣は、次に掲げる行為を行わなければならない。
 - (a) 当該報告書から個人情報（「1988年プライバシー法」の意味による。）〔に該当する〕いずれの情報も削除すること。
 - (b) 当該報告書の受領後、連邦議会の各議院の15議会日以内に、当該報告書の写しを各議院へ提出させなければならない。

（うちうみ かずみ）